

審査基準との整合性チェックリスト（JIS 以外）

規格番号：CISPRJ 32:2017 規格名：マルチメディア機器の電磁両立性－ エミッション要求事項 －

番号	審査基準	内容	満足	根拠（該当しない場合は、その理由）
1	規格の公共性	整合規格として審査の対象となる規格は、特定の事業者、個人だけが利用できるものではなく、その利用性について公共性を持つものであること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	整合規格案は、採用後は、原案作成者である CISPRJ 電波雑音委員会（以下、原案委員会という。）が公開するものであり、その利用性については十分な公共性を持つ。
2	策定プロセスの 公平性・公開性	整合規格案は、その策定プロセスにおいて、 ・ 偏りのない策定メンバ構成	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	整合規格案は、学会及び業界の有識者をもって組織される原案委員会で作成の上、学識経験者、試験・認証機関、使用者団体、販売業者団体、製造業者団体、電気事業者又は電気事業団体及びその他電気用品に関係ある団体で構成される電気用品調査委員会で審議されている。
		・ 議事の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	原案委員会の議事要録等は、公開されている。また、電気用品調査委員会は公開されることに加え、議事録・資料等はHPで公開されている。
		・ 公衆審査の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	整合規格案そのものの公衆審査は実施していないが、整合規格原案は、公衆審査が実施された総務省情報通信審議会答申（以下、国内答申という。）に技術的な内容の変更無く、様式上の編集を加えて、作成したものである。
		・ 策定手続の文書化及び公開など 公平、公開を重視したものであること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	原案委員会及び電気用品調査委員会における策定手続きは、規約としてそれぞれ公開されている。
		また、規格作成体制は、次のような公共性の条件を付加する必要がある。 A) 作成は委員会などの構成を通じて、公正、中立であること	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	原案委員会及び電気用品調査委員会の構成は、偏りないメンバ構成であり公正、中立である。
		B) 作成団体は、その委員会規約において、構成員の資格、任期、会議の成立条件、決議方法などが明確であること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	原案委員会及び電気用品調査委員会の規約で、それぞれ規定している。
		C) 議事録等の記録を保管し、作成経緯がトレースできること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	原案委員会及び電気用品調査委員会について、それぞれの議事録等を公開し、事務局で保管している。
		D) 作成途中で出された意見が適切に処理されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	適切に処理している（個々の処理は議事録参照）。

審査基準との整合性チェックリスト（JIS 以外）

規格番号：CISPRJ 32:2017 規格名：マルチメディア機器の電磁両立性－ エミッション要求事項 －

番号	審査基準	内容	満足	根拠（該当しない場合は、その理由）
3	技術基準との整合性	<p>整合規格案は、技術基準で要求される性能との関係が明確になっていること。</p> <p>（※）技術基準で対応する要求のうち、不足がある場合は、不足している要求を明確にすること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	「技術基準との整合確認書」を参照（技術基準省令第18条の要求に対応）。
4	技術的事項の具体性	技術基準で要求される性能を達成するための必要な技術的事項については、具体的な手法、使用、方法が示されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	適用範囲、測定手順、（ポートごとの許容値としての）要求事項などについて具体的に示されている。
5	技術的事項の妥当性	<p>整合規格案に示される具体的な手法、仕様、方法について、数値の根拠が明確になっているなど、その技術的妥当性が説明できること。</p> <p>整合規格に国際規格との差異がある場合は、その理由が妥当であること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	当該規格案の技術的妥当性は、原案委員会の作成過程において確認されている。また、整合規格案は、電波雑音に関する国際規格 CISPR 32 に基づく国内答申に技術的な内容の変更なく作成したものであるが、当該国際規格との差異について整合規格案の附属書 JA において、参考として示されており、その理由は原案委員会において、妥当と判断している。
6	優先される規格	電気用品に関する日本工業規格がある場合は、それを優先することを原則とし、ない場合又は合理的な理由がある場合は、民間規格の採用のための評価対象とする。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	電波雑音に関する日本工業規格がない。
7	作成言語について	規格は日本語で作成されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	日本語で作成されている。
8	規格票の様式及び作成方法について	規格は JIS Z 8301:2008「規格票の様式及び作成方法」の様式に従って作成されたものを原則とする。	<input checked="" type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 該当せず	規格は JIS Z 8301:2008「規格票の様式及び作成方法」及び JIS Z 8301:2011「規格票の様式及び作成方法」（追補 1）の様式に準じて作成されている。